

2014

いじめ防止基本方針と対策

◆ 目 次 ◆

I. いじめ防止に関する本校の考え方

1. 基本理念
2. いじめ問題についての基本認識（いじめの定義）

II. 本校におけるいじめ防止対策と対応

1. 組織
2. 未然防止のために
3. 早期発見について
4. 発見から解決
5. ネット上のいじめへの対応
6. 保護者との連携
7. 指導計画

III. 重大事態への対処

聖セシリア女子中学高等学校

2014. 4. 28

いじめ防止基本方針と対策

I. いじめ防止に関する本校の考え方

1. 基本理念

いじめはその子どもを将来にわたって深く傷つけるものであり、健全な成長に影響をおよぼす、人権に関わる重大な問題である。いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も許さない姿勢で、些細なことでも必ず親身になって相談に応じることが、いじめの発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない生徒の意識を育むことになる。学校は教育活動の全てにおいて生命や人権を大切にすること、教職員が生徒を一人ひとり多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、生徒の人格の健やかな成長発達を支援するという指導を徹底することが重要である。

元来本校は「神を識り、人を愛し、奉仕する心をもって広く社会に貢献できる人間の育成」を建学の精神としており、キリスト教の価値観をもとに愛の心を育む教育活動を実践している。いじめは重大な人権侵害であり、社会において共に生きる精神を育成するものではないという認識のもとにいじめ防止基本方針を定める。

2. いじめ問題についての基本認識（いじめの定義）

①いじめの特徴

いじめとは「どの学校、どのクラス、どの生徒にもおこりうるものであり、いじめの被害者と加害者は立場を逆転させながらつづく」と考えなければならない。生徒に対して、一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的・物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめは、単にいじめを受けている生徒といじめている生徒との関係だけでとらえることはできない。観衆や傍観者の立場にいる周囲の生徒も、結果としていじめを助長していることになる。

②いじめの態様

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことをしつこく繰り返される。
- ・意図的に仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ・軽くぶつかられたり、わざと遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられる。
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なこと、恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンや携帯電話等使い、ブログやSNS（ソーシャル・ネットワーキング）で悪口や誹謗中傷を書き込まれたり、無料通信アプリを使ったやりとりの中でグループから仲間はずれにされる。

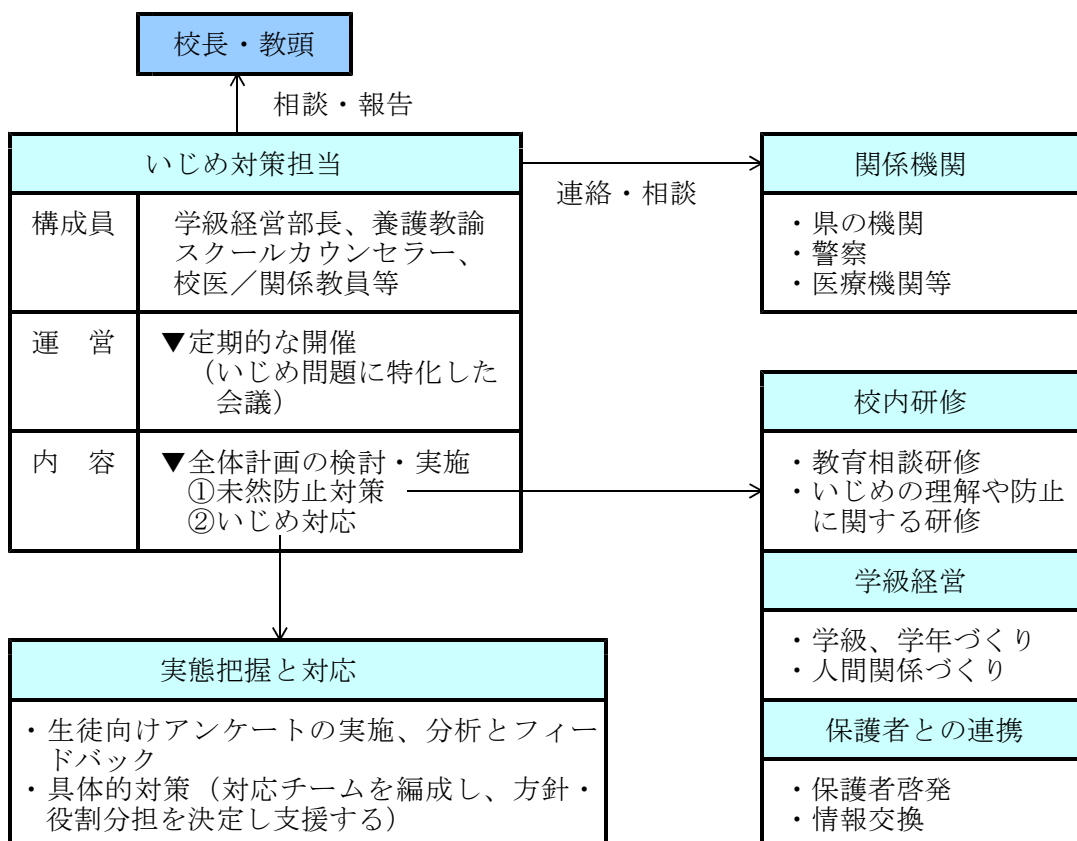
③いじめられている生徒

- ・自尊心を傷つけられたくない、親に心配かけたくない、相談してさらにいじめられるのではないかと不安な気持ちから、いじめられている事実を言わないことが多い。

- ・自分に原因があると考え、自分を責め、自分の存在を否定する気持ちに陥ることがある。
 - ・ストレスや欲求不満の解消を他の生徒に向けることがある。
 - ・屈辱をこらえ、平静を装ったり、明るく振る舞ったりすることがある。
- ④いじめている生徒
- ・いじめの深刻さを認識しないで、からかい等を遊び感覚で行う。
 - ・いじめられている側に問題があると考え、いじめの行為を正当化して考えることがある。
 - ・自分がいじめのターゲットにならないよういじめに加わることがある。
- ⑤いじめの原因
- ・学校、家庭にある様々な要因を背景として、生徒のストレスのはけ口的手段として発生する。
 - ・相手の人権の配慮に欠け、差違（個性）を柔軟に受け入れることができないことにより発生する。

II. 本校におけるいじめ防止対策と対応

1. 組織



2. 未然防止のために

学校生活での生徒のトラブルは日常的である。しかし、そのトラブルがいじめに発展しないように未然防止が大切である。発生してから対応する（事後指導）という考え方から、問題を発生しにくい風土をつくる未然防止という考え方が求められている。

- ①いじめを許さない体制づくり
 - ・教師の人権意識
 - ・いじめを許さない生徒を育てる教育活動
 - ・早期発見、早期対応に向けた組織的、計画的取り組み
 - ・教育相談の充実
 - ・個人でかかえ込まないで、組織として取り組むという認識づくり
- ②学級経営の充実
 - ・教師の受容的、共感的態度
 - ・互いに認め合うクラスづくり
 - ・ルールや規範が遵守できる集団づくり
 - ・構成的グループエンカウンター等を通じて友人関係の広がりをもたせる
 - ・正しい、誠意ある言葉遣いができる集団の育成（人権意識に欠けた言葉遣いの指導）
 - ・アンケートを通じ、担任として自らの学級経営の在り方を見つめ直す
- ③授業における生徒指導の充実
 - ・「自己存在感」「共感的人間関係」のある授業づくり
 - ・「楽しい授業」「わかる授業」を通じて生徒たちの学び合いの保障
 - ・教師側の言動の見直し
- ④倫理観、道徳観の育成
 - ・愛の心を持った豊かな人間性の育成
 - ・思いやり、生命、人権を大切にする指導の充実
 - ・話し合いを通して、いじめにつながるような諸問題の解決を図ることのできるホームルーム活動
- ⑤特別活動の充実（学校行事、部活動、生徒会活動）
 - ・生徒たちが積極的に取り組むことにより、達成感や人間関係の深化が得られる企画、運営
 - ・生徒が自分たちの問題としていじめの予防と解決に取り組めるような活動
- ⑥ネット学習（詳細後掲）
- ⑦教員の研修
 - ・いじめの実例に即した実践的なトレーニング
 - ・発達段階に応じた、いじめの心理についての学習
 - ・カウンセリング研修への積極的参加（相手の気持ちを気遣うスキルや自分の気持ちを伝えるスキルの学習）
- ⑧保護者との連携
 - ・保護者会、学年だより等でいじめの問題に対する学校の認識や対応等を周知し、理解と協力、情報提供を依頼

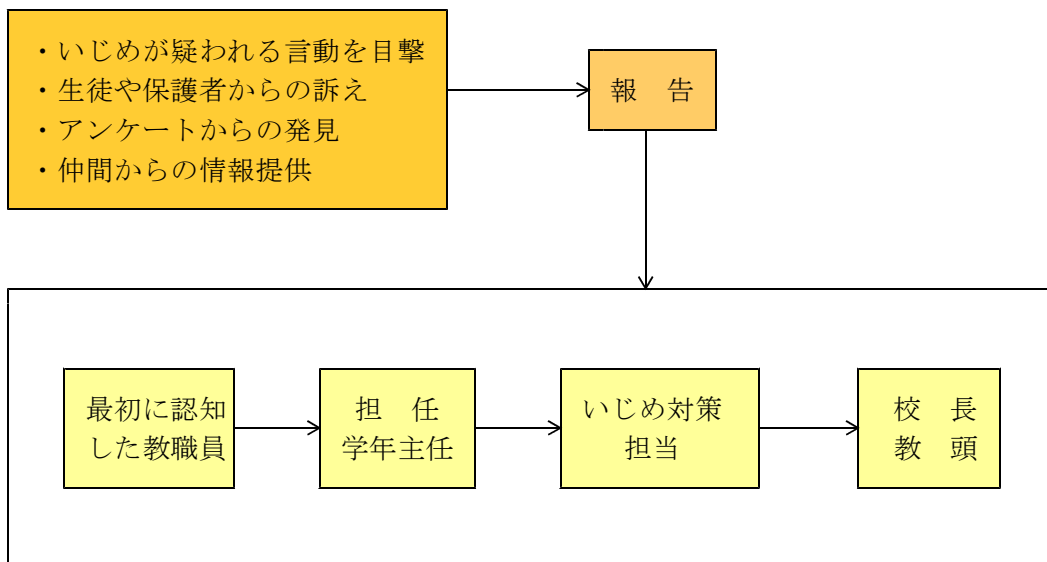
3. 早期発見について

いじめの特性として、いじめにあっている生徒が、認めることを恥ずかしいと考えたり、いじめの拡大を恐れるあまり訴えることができないことが多い。教職員は、心の訴えを感じとる鋭い感性、深い洞察力、よりよい集団にしていく行動力が求められている。

- ①教師と生徒との日常生活の中での発見
 - ・昼休み、休み時間、放課後等の目配り
- ②アンケート調査
 - ・いじめを含めた「生活に関する調査」等の計画的な調査、集計、分析
- ③教育相談を通じた生徒把握
 - ・定期的な面談の実施
 - ・気楽に相談できるスクールカウンセラーの活用
- ④いじめを訴えることの意義と手段の周知
 - ・いじめ問題に対する学校の考え方や取り組みを保護者や家庭に周知（共通理解に立ったうえで、いじめ発見に協力を求めるとともに、保護者からの訴えに耳を傾ける）
 - ・いじめを察知・発見した際の学校への連絡方法等の周知
- ⑤人間関係のトラブルを発見するための教師間の情報交換

4. 発見から解決

『いじめ情報のキャッチと報告』



『組織的対応の展開』

①対応チームの編成

【構成員】

学級経営部長、養護教諭、スクールカウンセラー、校医／学年主任、担任、当該学年教員、部活動顧問担当等

②対応方針の決定・役割分担

【情報の整理】

- ・ いじめの態様、被害者、加害者、周囲等関係者の生徒の特徴

【対応方針】

- ・ 緊急度の確認（不登校、脅迫、暴行、自殺等の危険度）
- ・ 事情聴取や指導の際に留意すべきことの確認

【役割分担】

- ・ 被害者からの事情聴取と支援担当
- ・ 加害者からの事情聴取と指導担当
- ・ 周囲の生徒と全体への指導担当
- ・ 保護者への対応担当
- ・ 関係機関（県、医療機関等）への対応担当

③事実の究明と指導・支援

【事実の究明】

- ・ いじめの状況、いじめのきっかけ等を聴き、事実を適確に把握し、それに基づく指導をする。
- ・ 事情聴取の段階において、注意・叱責・説教だけで終わったり、すぐに和解させたり、単に謝ることで終わることにはしない。

④いじめの被害者、加害者、周囲の生徒への指導

▼被害者への対応

【基本的な姿勢】

- ・ いかなる理由があってもいじめられた生徒に対して味方になる。
- ・ 生徒の表面的な変化から解決したと判断せず、支援を継続する。

【事実の確認】

- ・ 担任を中心に生徒が話しやすい教師が対応する。
- ・ 被害者の心情に共感しながら事実を確認する。

【支援】

- ・ 学校はいじめを絶対に許さないことや今後の指導の仕方について伝える。
- ・ 学校は今後も経過を見守ることやいつでも相談にできるような体制であることを伝える。（定期的面談）

▼加害者への対応

【基本的姿勢】

- ・ いじめを行った背景を理解しつつ、行った行為に対して毅然と指導する。
- ・ 自分はどうすべきだったのか、これからどうしていくのかを内省させる。

【事実の確認】

- ・中立の立場で事実確認を行う。
- ・話しやすい環境をつくり、嘘やごまかしのない事実確認を行う。

【指導】

- ・被害者の辛さに気づかせ、自分が加害者であることの自覚を持たせる。
- ・いじめは許されないことを認識し、責任転嫁等を許さない。
- ・いじめに至った自分の心情やグループ内等での立場を振り返らせながら今後の言動について考えさせる。
- ・不平不満等本人の気持ちを聴く姿勢を持つ。

▼周囲への対応

【基本的な姿勢】

- ・いじめは、学級や学年集団全体の問題として対応する。
- ・いじめの問題に、学校、教師が生徒とともに取り組んでいる姿勢を示す。

【事実確認】

- ・いじめの事実を告げることは、辛い立場にある人を救うことであり、人権と命を守る行為であることを伝える。

【指導】

- ・周りではやし立てていた者や傍観していた者も、問題の関係者として事実を受けとめさせる。
- ・被害者が観衆や傍観者の態度をどのように感じていたかを考えさせる。
- ・いじめの発生の誘因となった集団の行動範囲や言葉遣いなどについて振り返えさせる。
- ・いじめを許さない集団づくりに向けた話し合いを深める。
- ・今後の言動を考えさせる。

5. ネット上のいじめへの対応

ネット上のいじめとは、パソコンや携帯電話、スマートフォンを利用して、特定子どもの悪口や誹謗中傷等をインターネット上のWebサイトの掲示板などに書き込んだり、メールを送ったりするなどの方法によりいじめを行うものである。ネット上のトラブルについての最新の動向を把握し、情報モラルに関する指導力の向上に努める必要がある。

- ①情報モラル教育を進めるため、ネット学習会（中1・高1）、教科学習「技術・家庭」「情報」において、「情報の受け手」として必要な基本的技能の学習や「情報の発信者」として必要な知識・能力を学習する機会を設ける。
- ②ネット上の不適切な書き込み等があった場合、学校として問題の箇所を確認し、その箇所を印刷・保存するとともに、いじめ対策担当において対応を協議し、関係生徒から聞き取り等の調査、生徒が被害にあった場合、そのケア等必要な措置をする。
- ③書き込みへの対応については、削除要請等、被害にあった生徒の意向を尊重するとともに、当該生徒、保護者の精神的ケアに努める。また、書き込みの削除や書き込んだ者への対応については、必要に応じて警察等外部機関と連携して対応する。

6. 保護者との連携

①いじめられている生徒の保護者との連携

- ・ 事実が明らかになった時点で、速やかに把握した事実を正確に伝える。
- ・ 学校として生徒を守り、支援していくことを伝え、対応策を具体的に示す。
- ・ 対応経過を伝えるとともに保護者から生徒の様子について情報提供を受ける。
- ・ いじめの全貌が把握できるまで、相手の保護者への連絡を避けることを伝える。
- ・ 対応を安易に終結せず、経過を観察していく方針を伝え、理解と協力を得る。

*保護者に不信をかう対応

「子どもにも問題があるからいじめにあう」という発言

②いじている生徒の保護者との連携

- ・ 事情聴取後、事実を経過とともに伝え、事実の確認をする。
- ・ 相手の生徒の状況を伝え、いじめの深刻さを認識してもらう。
- ・ 指導の経過と生徒の変容の様子を伝え、指導に対する理解を求める。
- ・ 学校の対応を批判する保護者に対しては、あらためて事実確認と学校の指導方針を示し、理解を求める。

*保護者に不信をかう対応

「保護者を非難、子育てを批判」

- ◎いじめや暴力の問題の発生時には、いじめられる側、いじめる側にどのような支援、指導を行うのか、対応の方針等を明確にしておく。

7. 指導計画

4月	<ul style="list-style-type: none">・ いじめ防止基本方針と対策について教職員へ周知・ オリエンテーション（学校生活のあり方）・ 相談窓口（カウンセリング等）の周知・ 生徒面談（情報収集）・ 高校生徒総会（よりよい学校生活を生徒自らが考える）・ 高1TKバッテリー（個々の生徒の適応状況を把握）
5月	<ul style="list-style-type: none">・ 第1回いじめ対策会議（基本方針・基本認識・年間計画確認・情報交換）・ 中1オリエンテーション合宿（仲間づくり・コミュニケーション能力の育成）・ 生徒面談（情報収集）・ 青葉祭（連帯感、仲間づくりの推進）
6月	<ul style="list-style-type: none">・ 生徒面談による生徒状況の把握・ 公開授業（保護者に生徒の日常生活を観察する機会とする）・ 中1～高2保護者面談（家庭での様子の把握）・ 高3サマーセミナー（よりよい生き方を考える）
7月	<ul style="list-style-type: none">・ 中1林間学校（連帯感、仲間づくりの推進）・ 中2語学研修（連帯感、仲間づくりの推進）

7月	<ul style="list-style-type: none"> ・高2 修学旅行（連帯感、仲間づくりの推進） ・高3 保護者面談（家庭での様子の把握） ・中1 適性検査（個々の生徒の適応状況を把握） ・第2回いじめ対策会議（進捗確認）
9月	<ul style="list-style-type: none"> ・中3 研修旅行（連帯感、仲間づくりの推進） ・アンケート実施
10月	<ul style="list-style-type: none"> ・体育祭、聖セシリア祭（連帯感、仲間づくりの推進） ・生徒面談（情報収集） ・中1～高2 保護者面談（家庭での様子の把握） ・第3回いじめ対策会議（進捗確認およびアンケート分析）
11月	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒面談による生徒状況の把握 ・錬成会、待降節（愛の心に基づいた行動について考える）
12月	<ul style="list-style-type: none"> ・クリスマス（愛の心に基づいた行動の実践）
1月	<ul style="list-style-type: none"> ・中学生徒総会（よりよい学校生活を生徒自らが考える）
2月	<ul style="list-style-type: none"> ・中3 スキー教室、高1 スキー実習（連帯感、仲間づくりの推進） ・合唱会（連帯感の育成）
3月	<ul style="list-style-type: none"> ・アンケート実施 ・第4回いじめ対策会議（アンケート分析および年間の取り組みの検証と年間計画の作成）

- *授業
- ・「技術家庭」「情報」（情報の学習）
 - ・「宗教」（生命尊重、愛の心を育む）
 - ・「社会科」（人権教育）
 - ・「保健」（生命尊重）

*構成的エンカウンター（人間関係づくり）

*ネット学習会（中1・高1）

Ⅲ. 重大事態への対処

生命または身体の安全がおびやかされるような重大な事態が発生した場合、速やかに警察等の関係機関へ報告し、関係機関と連携を図りながら迅速に対応する。事実関係を明確にするための調査を実施した場合、その結果をいじめを受けた生徒および保護者に対して、情報を適切に提供する。また、その結果を県知事に報告し、重大事態の対処または同種の事案の発生の防止のために必要があると認めた場合は、第三者で構成する機関（臨床心理士や社会福祉士等の専門家を含む）が再調査する。

①重大事態の意味

いじめにより当該学校に在籍する生徒の生命、心身または財産に重大な事態が発生した場合をいう。具体的には、

- ・生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合
- ・相当の期間（年間30日相当を目安）学校を欠席することを余儀なくされており、その原因がいじめにあると思われる場合

*生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、重大事態でないと考えたとしても、その時点で適切かつ真摯に対応する。

②発生した重大事態のいじめ事案に関する調査

- ・「いじめ対策」担当を中心とし、第三者を加えた対応チームを編成して調査を行う。
- ・調査によって明らかになった事実関係について、いじめを受けた生徒やその保護者に対して適時、適切な方法での提供、説明をする。

③関係機関との連携

- ・深刻ないじめの解決には、私学振興課、警察、医療機関、弁護士等の連携は不可欠である。

連携を必要とする状況	関係機関
・いじめの発見状況を報告、対応方針について相談	私学振興課・顧問弁護士
・指導方針や解決方法に関する相談 ・生徒や保護者への対応方法を相談	顧問弁護士
・いじめによる暴行・傷害事件、恐喝等の刑事事件が発生	警察
・いじめられている生徒が外傷や心的外傷	医療機関
・いじめられている生徒、いじめた生徒の心のケア	スクールカウンセラー 校医、養護教諭

- ④学校の行った調査に加え、いじめを受けた生徒またはその保護者が望む場合には、その生徒または保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、県知事に提出する。実施した調査について、重大事態への対処または発生防止のため必要があると県知事が認める場合、「神奈川県いじめ問題再調査会」において再調査を実施する。